

# 視覚障害者利用円滑化経路

## 基本的な考え方

- ・建築物に案内設備を設けた場合、道等から当該案内設備までの1以上の経路を視覚障害者が円滑に利用できる経路とし、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック、点状ブロック）や音声で誘導する。
- ・視覚に代わる情報伝達方式は複数の方法を併用することが望ましい。

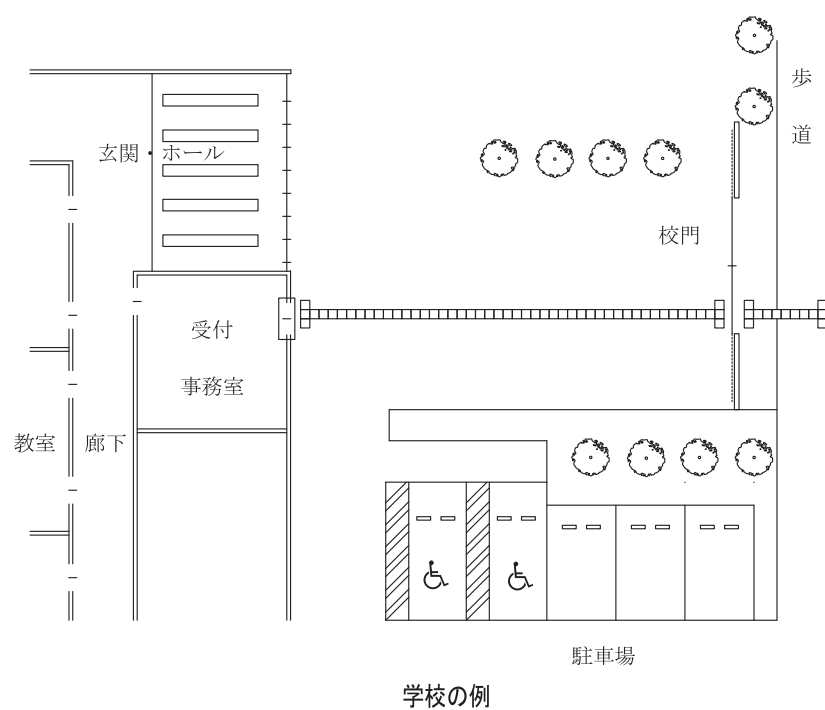
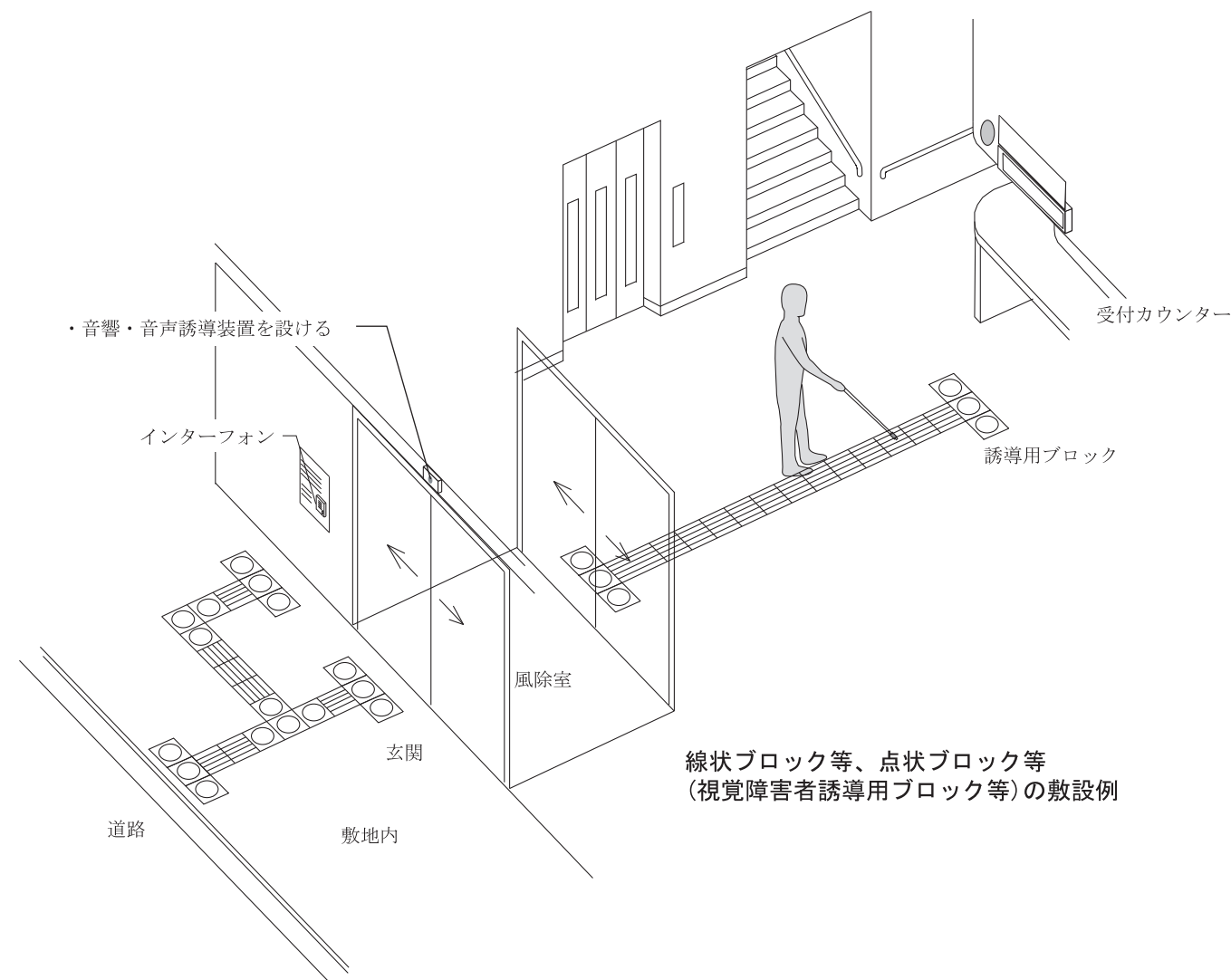
2

### ●整備基準

### ○望ましい基準

### 解説

<p>(1)視覚障害者利用円滑化経路</p>	<p>道等から建築物又はその敷地に設けた案内設備（点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。）までの利用者の用に供する経路のうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、当該道等から当該案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合、又は当該案内設備が建築物の内にある当該建築物を管理する者等の常駐するものであって、当該案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)及び(3)に定める基準に適合する場合においては、この限りでない。</p>	<p>エスカレーターに視覚障害者を誘導する場合は、視覚障害者誘導用ブロックもしくは音声案内（チャイムを含む）を適切に設けるなどの措置を講ずる。</p>	



### コラム

- ・視覚障害誘導用ブロック等の敷設に当たっては、車いすやベビーカー等での通行に支障がないよう敷設するとともに、壁面から通行の支障とならない距離を確保する。また専ら高齢者が利用する施設及び幼児が利用する施設では、ブロック等の敷設が利用者の通行に支障をきたさないよう配慮する。
- ・金属鋸タイプブロック等は、すべりやすく、施工性能等に難があるため使用しない。

# 視覚障害者利用円滑化経路

## 基本的な考え方

- ・建築物に案内設備を設けた場合、道等から当該案内設備までの1以上の経路を視覚障害者が円滑に利用できる経路とし、視覚障害者誘導用ブロックや音声で誘導する。
- ・視覚に代わる情報伝達方式は複数の方法を併用することが望ましい。

# 2

Architecture  
建築物

Public Traffic Facilities  
公共交通機関の施設

Park  
公園

Avenue  
道路

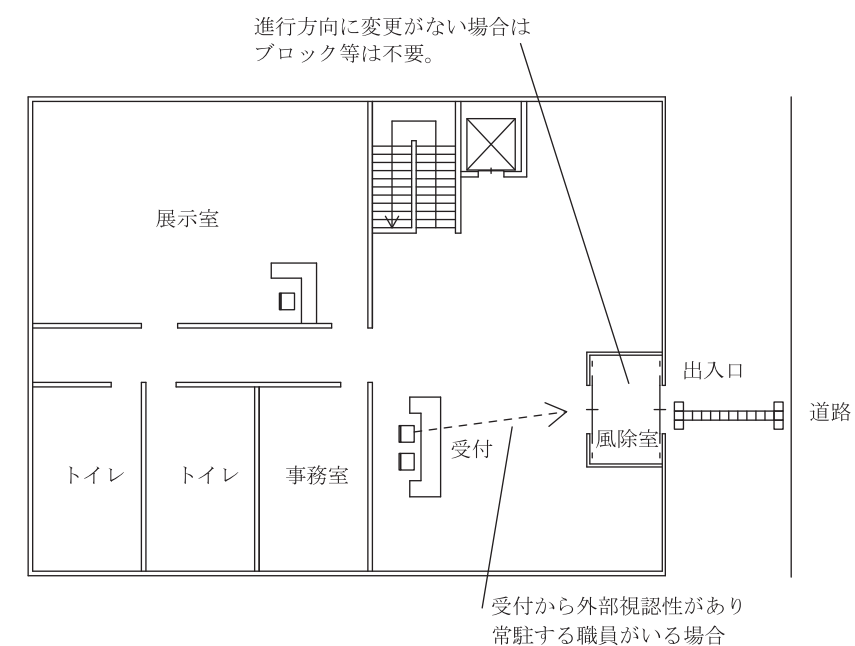
Car Park  
路外駐車場

### ●整備基準

### ○望ましい基準

### 解説

<p>(2)視覚障害者の誘導用ブロック</p>	<p>視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(一)線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等(視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせ敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>(二)視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(イ)車路に近接する部分</p> <p>(ロ)段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分</p>	<p>・「線状ブロック等」とは視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。</p> <p>・「点状ブロック等」とは視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。</p> <p>・玄関付近に点字案内板又は触知図を設ける場合は、通常の動線上に設ける。</p> <p>・線状ブロック等、点状ブロック等の形状等は、JISに準ずる。</p> <p>・線状ブロック等、点状ブロック等の色は、黄色を原則とする。</p> <p>・線状ブロック等、点状ブロック等について、弱視者等が認識しやすいように、通路の床仕上げ材料との間で輝度比(2.0以上)、明度差5を確保する。</p>
<p>(3)視覚障害者の誘導用ブロック等の敷設除外</p>	<p>(2)(二)ロの規定にかかわらず、視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち、次に掲げる部分には、点状ブロック等の敷設を行わないことができる。</p> <p>(一)こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>(二)高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>(三)段又は傾斜のある部分と連続して手すりが設けられている踊場の部分</p>	



受付カウンター付近付近に管理者等が常駐し、出入口の内部での視覚障害者誘導用ブロック等の敷設が不要となる場合  
(施設の管理者等は、視覚障害者が訪れたときは、出入口で必要な介助、誘導を行う。)